

発電水利使用に関する不適切事例に係る 再発防止策の報告について

平成19年6月18日
北陸電力株式会社

平成19年5月16日に、国土交通省北陸地方整備局並びに近畿地方整備局より「発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策」を具体的に構築し、報告するよう命令がありました。

当社はこれを受け、発電水利使用に関する再発防止策として、以下の4項目について、6月15日に国土交通省近畿地方整備局、本日、北陸地方整備局に報告しましたので、お知らせいたします。

【再発防止策の概要】

1. 河川法令上の必要な手続きやデータ報告が適正に行われているかなど、適正な水利使用が行われていることを確認する体制を、組織横断的に整備しました。
具体的には、関係する部門毎に社内指針を整備し、現場の設備管理箇所から本店主管部までの水利使用に係る適正性の確認体制を構築しました。
また、本店レベル及び支店レベルでそれぞれ「水利使用連絡会」を設置し、部門横断的に水利使用に係る適正性を確認することとしました。
2. 河川法令遵守意識の徹底を図るため、河川法令及びコンプライアンスに関する教育、社内指針の整備と継続的な改善、指針制定・改定時の速やかな社内通知などの対策を策定いたしました。
3. 工事実施に際して、河川法の許可申請要否、報告データの補正や計測方法の変更などについて、河川管理者と事前に相談を行うこととしました。
4. 上記1から3について、毎年度取り組み、適正な水利使用の徹底を図るとともに、これらの取り組みが十分に機能していることを確認するため、外部専門家を含む点検体制を構築し、定期的に自己点検を実施いたします。

今回の不適切な事案を改めて深く反省し、「隠さない風土と安全文化の構築」を経営の原点に、新しい北陸電力を創り上げてまいりたい所存です。何とぞ、皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

添付資料：「発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策報告書」の概要
北陸・近畿地方整備局への再発防止策報告書

「発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策報告書」の概要

平成 19 年 6 月 18 日
北陸電力株式会社

1. 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

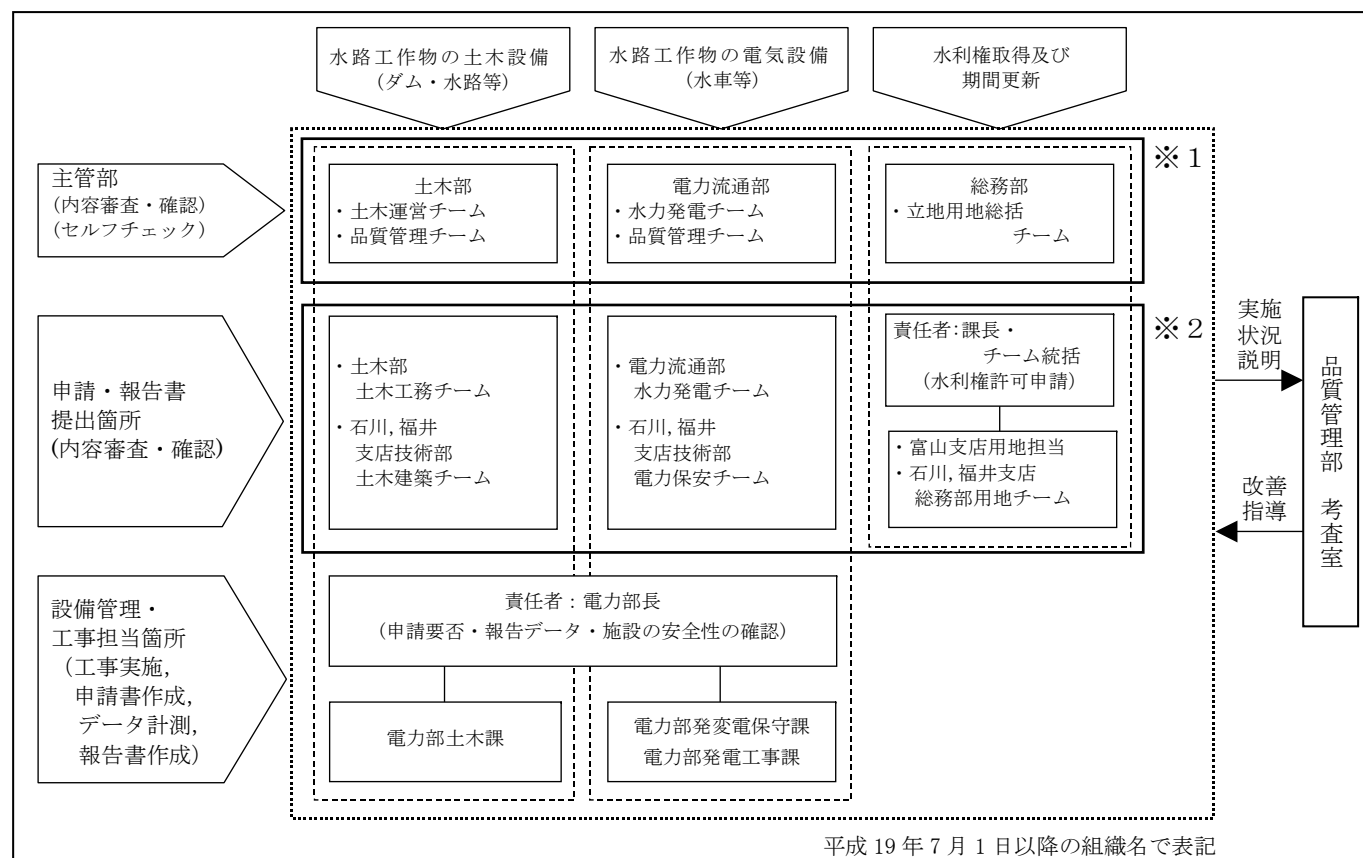
河川法令上の必要な手続きやデータ報告が適正に行われているかなど、適正な水利使用が行われていることを確認する体制を、組織横断的に整備しました。

具体的には、関係する部門毎に社内指針を整備し、現場の設備管理箇所から本店主管部までの水利使用に係る適正性の確認体制を構築しました。

また、本店レベル及び支店レベルでそれぞれ「水利使用連絡会」を設置し、部門横断的に水利使用に係る適正性を確認することとしました。

問題が発生した場合は P D C A を確実に実施し、不適切事案の再発防止を徹底いたします。

水利使用適正性の確認体制



※ 1 水利使用連絡会（本店）

- ①各部の業務の実施状況，品質管理部の社内審査結果等の確認
- ②水利使用に関する情報交換・協議

※ 2 水利使用連絡会（支店）

- 支店単位での土木部門，電力流通部門，総務部門の連絡会
- ①事前相談資料及びデータ報告の相互確認
- ②水利使用に関する情報交換・協議

2. 河川法令の遵守意識の徹底

河川法令遵守意識の徹底を図るため、河川法令及びコンプライアンスに関する教育、社内指針の整備と継続的な改善、指針制定・改定時の速やかな社内通知などの対策を策定しました。

- ・河川法令に関する教育の取組内容と平成 19 年度の計画
- ・コンプライアンス教育の取組内容と平成 19 年度の計画
- ・社内指針の整備，継続的な改善，制改定時の速やかな社内周知
- ・各部門の品質管理チーム（担当）による現場状況の把握

○整備した社内指針

- 土木部：「河川法に係る業務指針」他 3 件 H19.5.30 制定
- 電力流通部：「水力発電所施工指針（申請業務）」 H19.5.30 改定
- 総務部：「水利権許可申請書作成指針」 H19.6.6 制定

3. 河川法令手続き等に係る事前相談の実施

- ・工事に係る河川法許可申請の要否，水利権の取得・更新，報告データの補正や計測方法の変更について，河川管理者との事前相談を実施いたします。
- ・各部門の社内指針に河川管理者との事前相談を追記しました。

4. 定期的な自己点検

前項 1～3 までについて，外部専門家を含む点検体制を構築し，これらの取り組みが十分に機能し，河川法令にすべからず違反していないか否か及び施設の安全性が確保できているか否かを毎年度点検いたします。

また，5 年毎（初回は平成 24 年度）に，その結果を当該年度の 10 月末日までに河川管理者へ報告いたします。

以上

発電水利使用に関する不適切事案に係る
再発防止策報告書

平成19年6月18日

北陸電力株式会社

目次

1. 本報告書の位置付け	1
2. 再発防止策	
2. 1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備	
(1) 体制の構築	2
(2) 許可・承認申請, データ報告の実施	5
(3) 許可・承認申請, データ報告業務の適正性確認	5
2. 2 河川法令の遵守意識の徹底	
(1) 教育の徹底	10
a. 河川法令に関する教育の徹底	
b. コンプライアンス教育の徹底	
(2) 社内規定の整備	12
(3) 本店等における現場の状況把握	12
(4) 前年度の取組実績の報告	12
2. 3 河川法令手続き等に係る事前相談の実施	
(1) 河川管理者との事前相談	13
(2) 河川管理者への報告	13
2. 4 定期的な自己点検	
(1) 自己点検体制の構築	14
(2) 河川法令遵守状況の自己点検	14
(3) 管理施設の安全性に関する自己点検	14
3. むすび	15

1. 本報告書の位置づけ

当社は、国土交通省河川局長から「水力発電関連施設に係る自主点検の実施（平成18年11月21日）」、国土交通省北陸地方整備局長から「水力発電関連施設に係る報告徴収（平成19年2月15日）」の指示を受け、水力発電設備における河川法の許可手続きの遺漏、水利使用規則に基づく測定データに関する不適切な取扱いの有無等の調査を行い、平成18年12月20日及び平成19年3月14日にそれぞれ調査結果を報告いたしました。

河川法に基づく許可申請の手続き漏れや取水量報告に係る不適切な取扱い等の不適切な事案がありましたことを深く反省し、改めてお詫び申し上げます。

平成19年5月16日、国土交通省北陸地方整備局長より「発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策」について具体的に構築し、その内容を報告するとともに、取り組みを徹底するよう命令を受けました。

本報告書は、具体的な再発防止策の内容とその実施状況を報告申し上げます。

2. 再発防止策

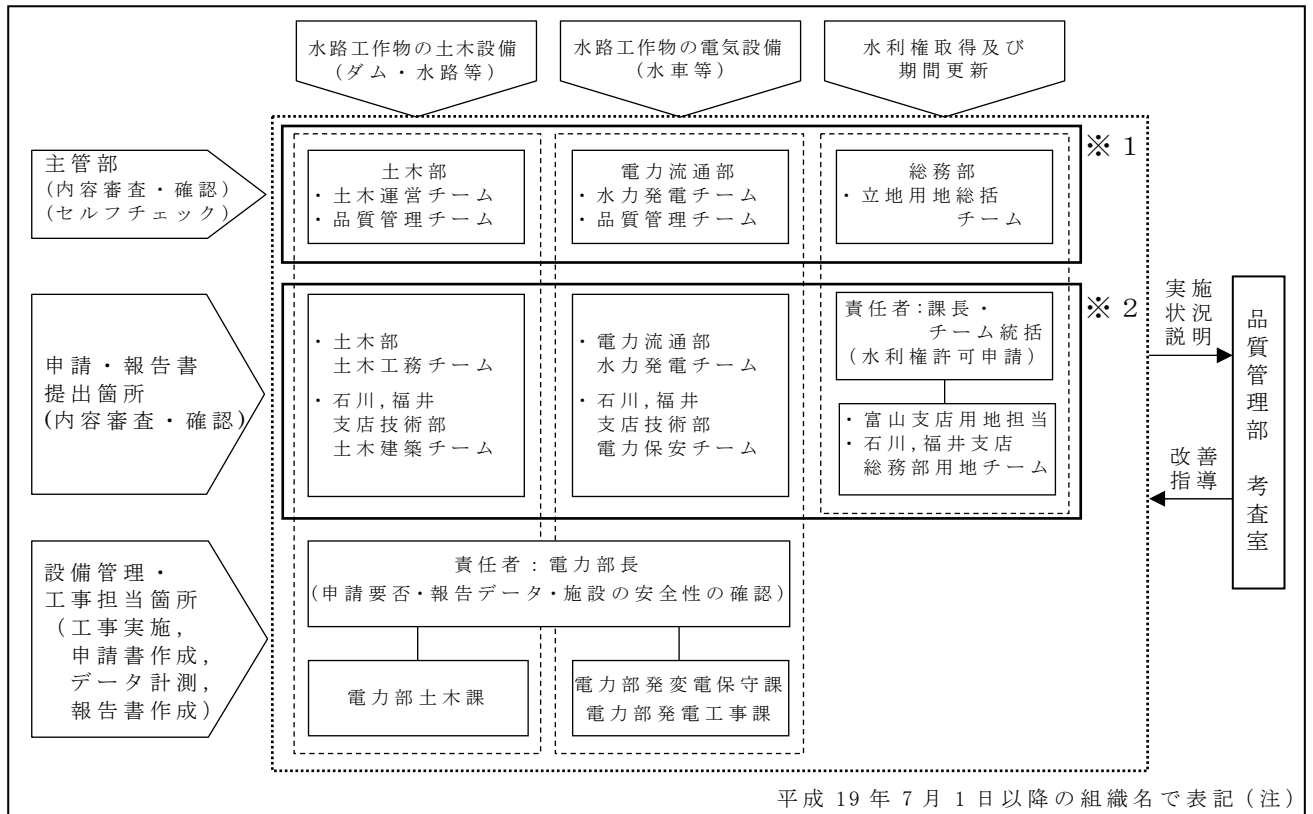
2. 1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

(1) 体制の構築

水力発電施設に係る河川法令上の必要な手続き及びデータ報告に携わる部門において、河川法令に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務に関する社内指針を整備し、水利使用に係る適正性の確認体制を構築いたしました。

<内容>

- 河川法令に携わる部門は、土木部門、電力流通部門、総務部門の3部門であり、それぞれの部門における担当業務毎の実施箇所及び責任者を図-1に示します。
- 河川法令に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務については、社内指針を表-1のとおり整備し、図-2～5に示すとおり役割分担と責任を明確化しました。
- 許可・承認申請が漏れない仕組みとして、工事担当箇所が工事件名一覧表を作成し、申請箇所が河川管理者と事前相談した上で必要な許可・承認申請を行います。また、計画外工事についてもその都度、河川管理者と事前相談を実施し、必要な許可・承認申請を行います。
- データ報告業務が漏れないことやデータの適正性の確認については、報告書提出箇所が設備管理箇所で作成した資料の内容審査を行い、本店主管部が承認した後、河川管理者に報告いたします。
- 土木部、電力流通部、総務部の品質管理チーム（担当）は自部門の業務の実施状況の確認（セルフチェック）を行い、品質管理部は、各部門における業務運営の有効性について確認し、問題点があれば改善の指導を行います。
- 土木部、電力流通部、総務部で構成する「水利使用連絡会（本店）」では、各部の業務の実施状況、品質管理部の社内審査結果等を確認するとともに、水利使用に関する情報交換・協議を行います。
また、支店単位で構成する「水利使用連絡会（支店）」では、事前相談資料及びデータ報告の相互確認、水利使用に関する情報交換・協議を行います。



※1 水利使用連絡会（本店） 活動頻度（年4回）

- ①各部の業務の実施状況、品質管理部の社内審査結果等の確認
- ②水利使用に関する情報交換・協議

※2 水利使用連絡会（支店） 活動頻度（年4回）

支店単位での土木部門，電力流通部門，総務部門の連絡会

- ①事前相談資料及びデータ報告の相互確認
- ②水利使用に関する情報交換・協議

(注)

平成19年7月1日までは，土木部品質管理チームを土木部品質管理担当，課長・チーム統括を所長・チーム統括，富山支店用地担当を富山用地事務所，品質管理部審査室を経営管理部品質管理室に読み替える。(以下，同じ)

図-1 水利使用適正性の確認に係る各部の役割分担

表－1 整備した社内指針

部門	社内指針名称	整備内容	実施期日
土木部・ 電力流通部	「水力発電所取水量管理指針」の制定	・土木部門及び電力流通部門にまたがる取水量の管理，記録報告業務の役割分担と責任を明確にし，社内指針として新たに制定。	H19.5.30 制定
	「有峰引水運用指針」の制定	・有峰引水の運用，制御，監視及び記録報告業務を行う関係各事業所の役割分担と責任を明確にし，社内指針として新たに制定。	H19.4.1 制定
土木部	「河川法に係る業務指針」の制定	・品質管理担当箇所による業務の実施状況の確認，今回の国土交通省への報告事項等を追記。 ・既に実施中の「改修工事に係る河川法申請業務標準(H16.3.30制定)」と「取水量等の報告に関するチェックリスト作成について(H19.3.28土木運営チーム統括達)」を統合し，社内指針として制定。	H19.5.30 制定
	「土木保守業務担当区分指針」の制定	・既に運用中の「土木保守業務担当区分規準」に品質管理担当箇所の業務区分，今回の命令に基づく国土交通省への報告事項に関する業務区分を追記し，社内指針として制定。	H19.5.30 制定
電力流通部	「水力発電所施工指針(申請業務)」の改定	・電気担当が実施する河川法に関する申請業務について，申請・届出チェックリスト，役割分担，業務フロー及び品質管理担当箇所による業務の実施状況の確認を追加し，指針を改定。	H19.5.30 改定
総務部	「水利権許可申請書作成指針」の制定	・河川法に係る申請業務について，役割分担及びチェック体制を明確化し，指針を制定。	H19.6.6 制定

(2) 許可・承認申請，データ報告の実施

上記社内指針で定めた役割分担及び業務フロー（図－2～5）に基づき，許可・承認申請，データ報告書作成及び内容審査を行うとともに，河川管理者と事前協議を行い，適切な許可・承認申請・データ報告を実施します。

(3) 許可・承認申請，データ報告業務の適正性確認

各部品質管理チーム（担当）により，許可・承認申請，データ報告業務が，上記社内指針に基づき適切に実施され，確実な再発防止につながっているか定期的（年1回）にサンプル調査により確認（セルフチェック）します。

また，品質管理部による社内考査において，定められた仕組みの有効性を定期的（年1回）にサンプル調査により確認するとともに，実施状況のヒアリングを行い，問題点があれば改善の指導を行います。

なお，河川管理者への報告は，5月末までに土木部土木運営チームが行います。

以上の定期的な適正性確認の結果に基づき，問題が発生した場合には「原因究明」「対策案の検討」「社内指針の改定・周知」等の是正措置を施すなど，PDCAを確実に実施し，不適切事案の再発防止を徹底します。

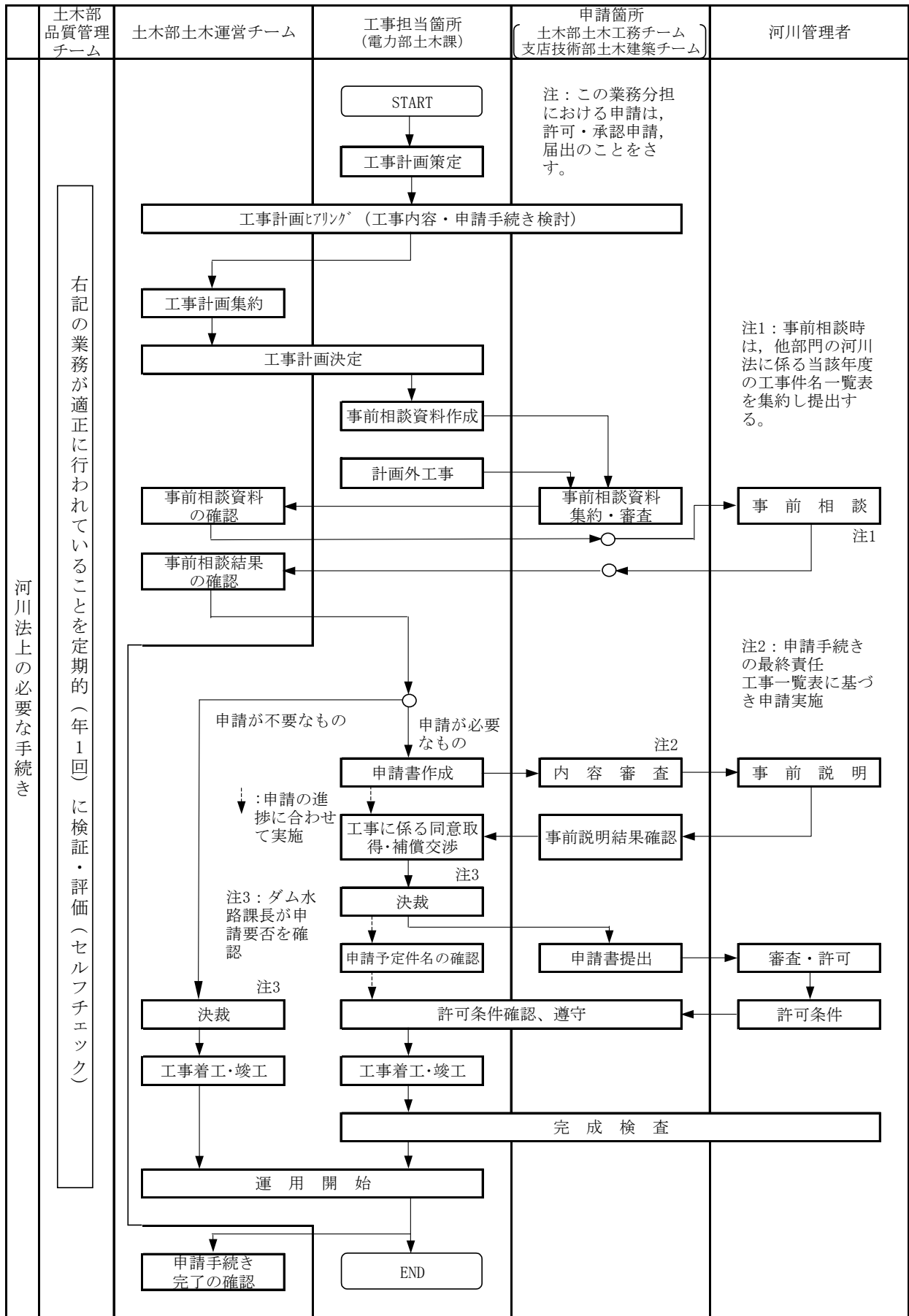
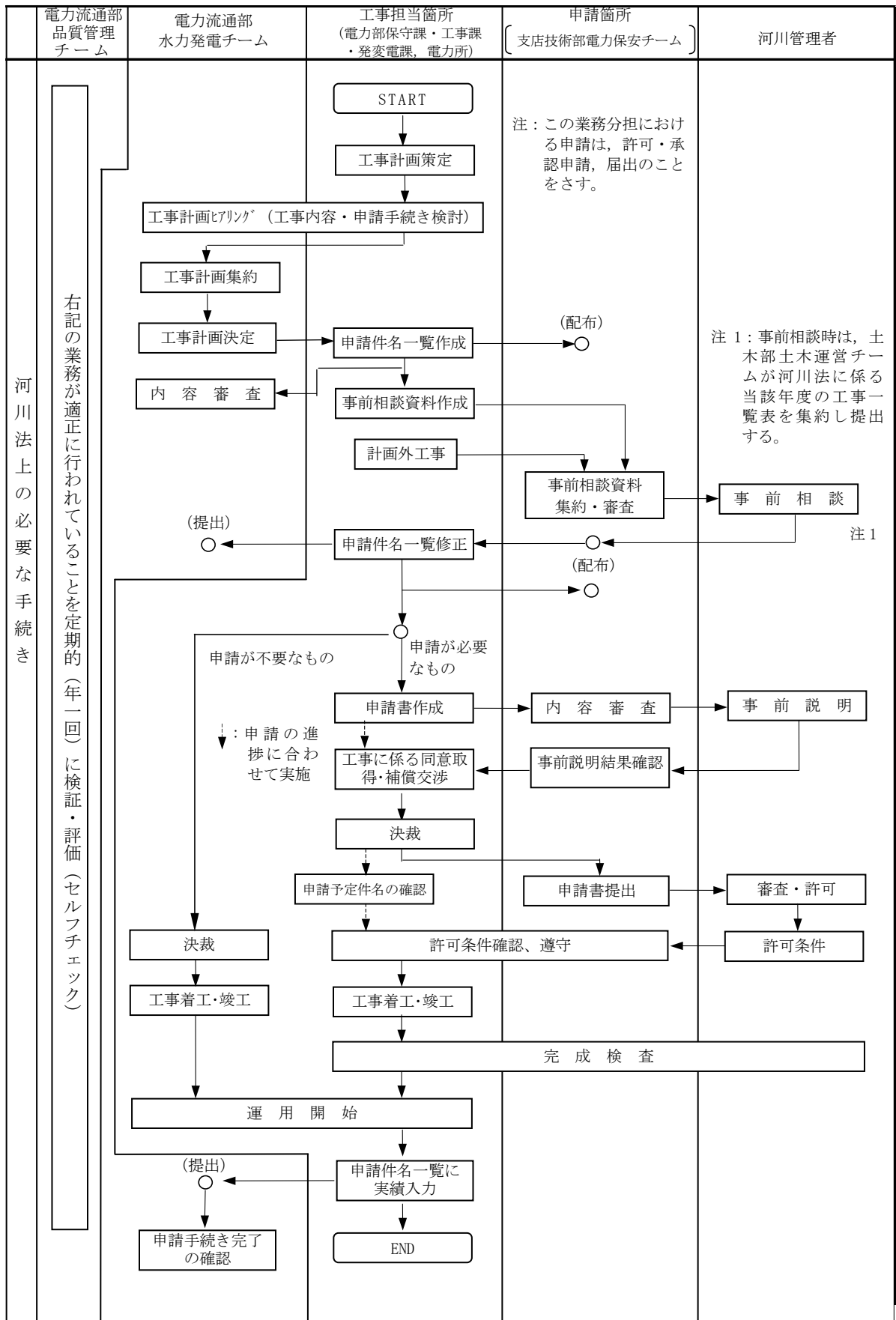


図-2 工事許可申請に関する業務分担（土木部門）
[ダム，水路，ゲート等]



図－3 工事許可申請に関する業務分担（電力流通部門）
[水車，水路電力線・通信線等]

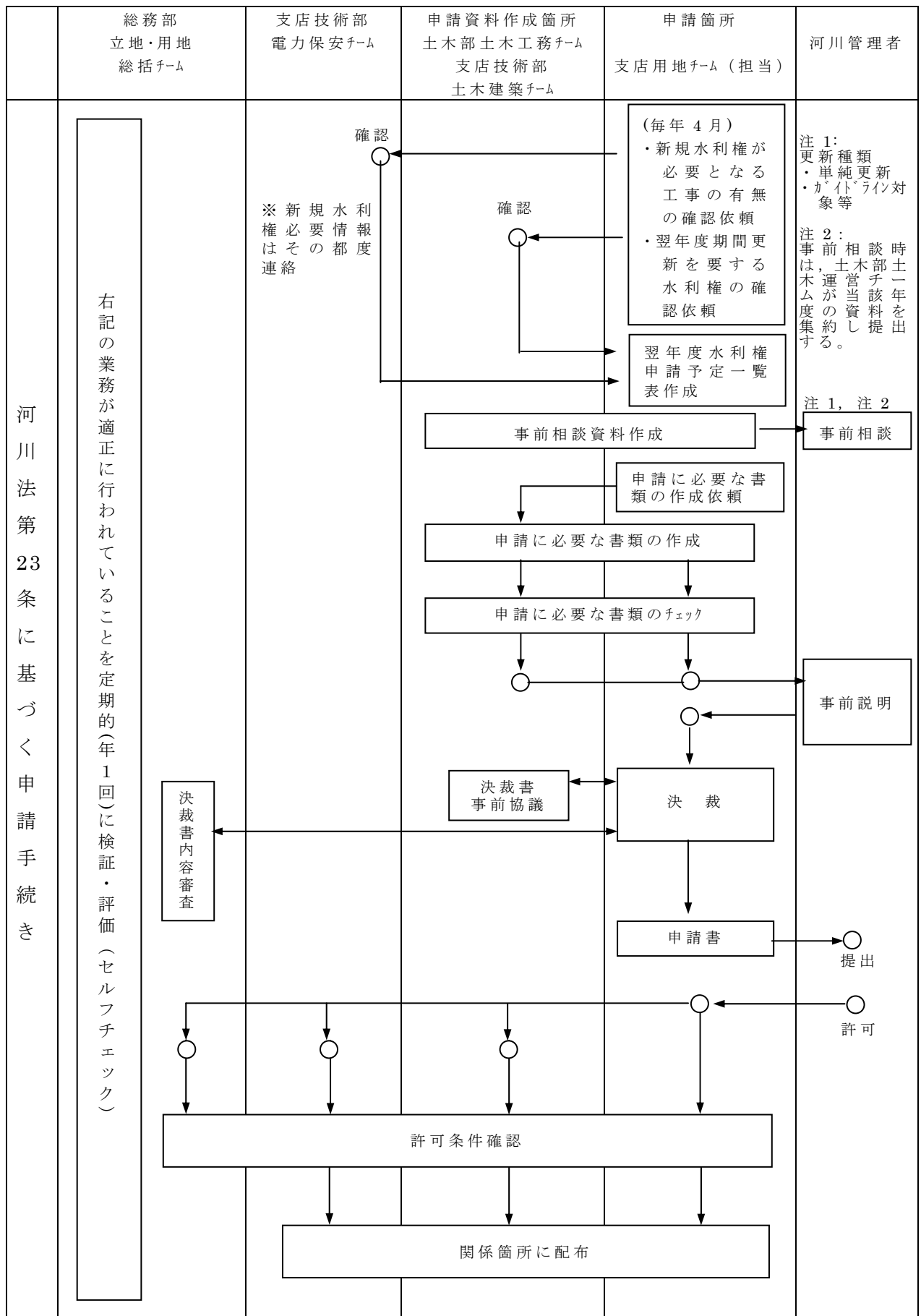


図-4 水利権に関わる申請業務分担

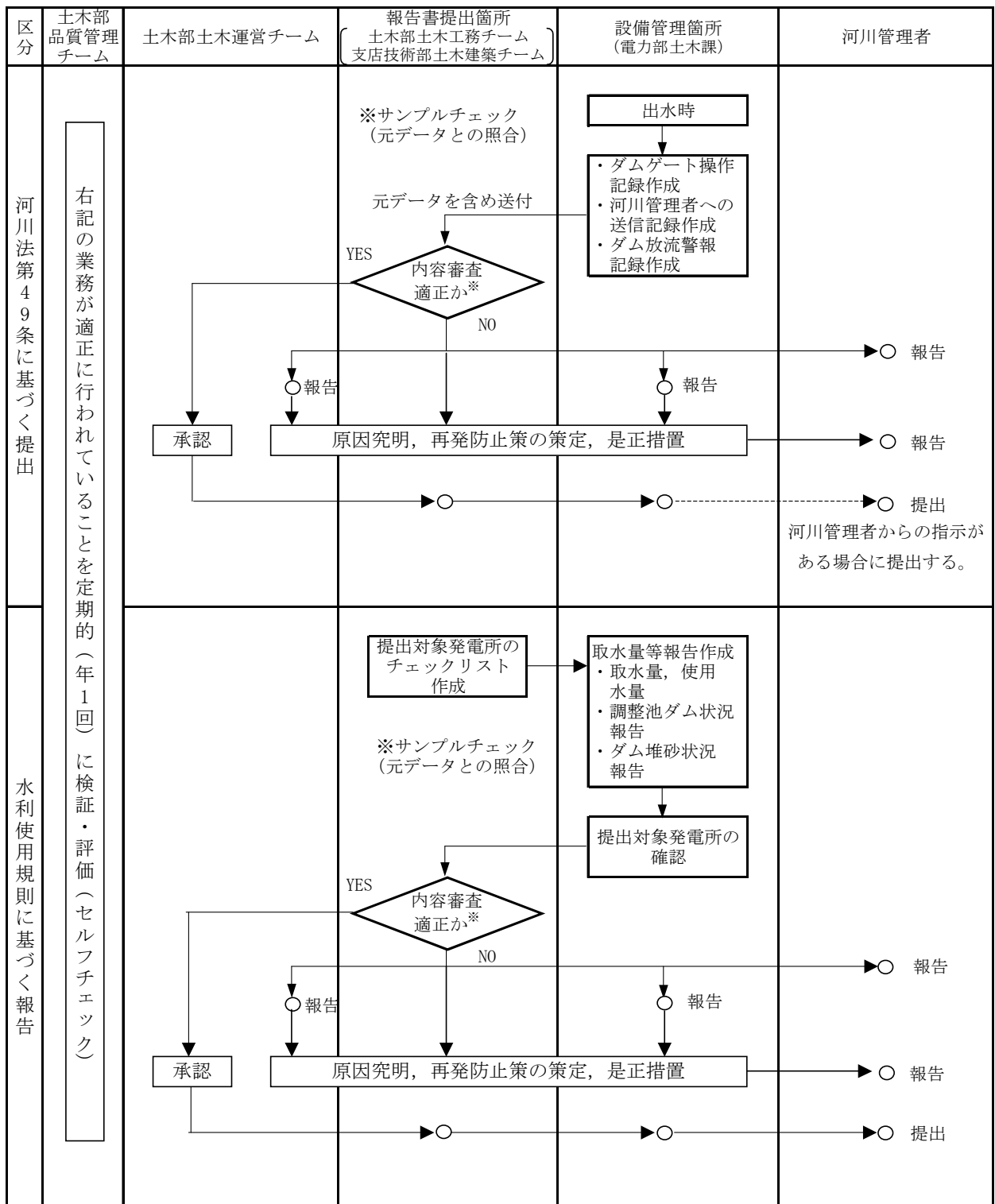


図-5 データ報告に関する業務分担
[取水量報告, ダムゲート操作報告等]

2. 2 河川法令の遵守意識の徹底

(1) 教育の徹底

a. 河川法令に関する教育の徹底

河川法令の理解不足，知識不足による不適切な事案発生の再発防止策として，以下の河川法令に関する社員への職能教育を充実させ，定期的を実施します。

表－2 河川法令に関する社員教育

部門	取組実施内容	対象	H19年度						備考
			5	6	7	8	9	下期	
土木部	○新入社員教育 水力発電所の業務に必要な河川法令の基礎知識に関する教育を追加し実施。	新入社員 (毎年1回)	<input checked="" type="checkbox"/>						次年度以降継続
	○法令研修会(臨時) 河川法令に関わる従業員に対し，河川法令の内容説明及び手続きに関する研修を集中的に実施。	役職：全員 一般職：全員 (3回実施)		役職 28名 <input checked="" type="checkbox"/>				一般職 48名 <input checked="" type="checkbox"/>	H19
	○土木技術基礎教育 土木工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を追加し実施。	高卒入社3年次以上 大卒入社2年次以上 (毎年1回)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
	○土木技術専門教育 土木工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を追加し実施。	高卒入社8年次以上 大卒入社4年次以上 (毎年1回)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
	○土木鋼構造物技術基礎教育 土木鋼構造物工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を追加し実施。	高卒入社3年次以上 大卒入社2年次以上 (毎年1回)			<input checked="" type="checkbox"/>				次年度以降継続
	○土木鋼構造物技術専門教育 土木鋼構造物工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を追加し実施。	業務経験年数3年以上 (毎年1回)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
電力流通部	○新入社員教育 水力発電所の業務に必要な河川法令の基礎知識に関する教育を追加し実施。	新入社員 (毎年1回)			<input checked="" type="checkbox"/>				次年度以降継続
	○法令教育(新規) 水力発電所の工事及び日常業務上必要となる河川法令に基づく申請業務に関する必要知識を習得。 H19年度は35才以上全社員を対象に実施。	(臨時) 役職：全員 (3回実施) 一般：35才以上 (3回実施) (定例実施) 入社5年次全員 (毎年1回)		役職 90名 <input checked="" type="checkbox"/>				一般職 97名 <input checked="" type="checkbox"/>	H20 他一般職 H20～継続
	○水力発電設備設計研修 工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を継続的に実施。	30才程度 (毎年1回)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
	○主機全面改修研修 水車，発電機の全面改修に伴う業務として，許可申請等，法令手続きに関する教育を継続的に実施。	35才程度適任者 (1回/3年)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
総務部	○水力担当者研修 水利権許可申請業務における法令手続きに関する教育を継続的に実施。	支店用地(水力担当) 役職者，担当者						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続

b. コンプライアンス教育の徹底

取水量等報告の不適切な取扱い等の事例に対し、法令遵守の徹底をより一層強化するため、以下のコンプライアンスに関する教育を実施します。

表-3 コンプライアンスに関する社員教育

部門	取組実施内容	対象	H19年度						備考		
			5	6	7	8	9	下期			
水力	○不適切事例コンプライアンス研修（臨時）	現業役職者 （土木,電流部） （3回実施）									
全社共通	○職場単位の集団討議実施 不適切事案を追記した行動規範事例集等を用いて、各職場でコンプライアンスに関する集団討議を実施。	各職場(年4回)		■			■		■	■	
	○コンプライアンスマインド変革研修（新規） 既に、新入社員教育・ステップアップ研修、新任管理監督者研修、新任特別管理職研修等においてコンプライアンス教育を実施しているが、更に、コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスの根底となるマインドのあり方についての研修を集中的に実施。	全社共通 （臨時教育） 全従業員対象 （100回程度） （定例教育追加） 新入社員フォロー研修 （入社2年次） 中堅社員研修 特管職フォロー研修		■						次年度以降継続	
	○コンプライアンス集中教育（新規） 指導的役割を果たす経営幹部及び職場の長である管理職を対象としてコンプライアンスに関する研修を集中的に実施。	全社共通 （臨時教育） 経営幹部教育 管理職研修 （全特別管理職）							■		

(2) 社内規定の整備

河川法に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務が適正に行われるよう、関係部門の社内指針を整備するとともに継続的に改善します。また、社内指針の制改定を実施した場合は、速やかに社内周知を実施します。

なお、今回の不適切事案の再発防止を目的として平成19年度に整備した社内指針は、表-1（4頁参照）のとおり。

(3) 本店等における現場の状況把握

河川法令に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務が適正に行われるよう、社内指針に定めた業務フローに基づき「計画段階」「実施段階」及び「業務完了時」に本店主管部が各業務の状況把握・内容審査を行います。

また、各部門の品質管理チーム（担当）による業務の実施状況の確認（セルフチェック）において、本店主管部が現場の状況を把握し、業務が適正に実施されているかを確認します。

(4) 前年度の取組実績の報告

平成20年度以降は、前年度の教育実績（実施した研修の概要、当該研修の人数及び研修の成果の要旨）及び社内規定の変更実績（社内規定変更の内容及びその周知の状況等）、当該年度の教育等の取組実施計画を土木部土木運営チームにて全社集約の上、毎年5月末日までに河川管理者へ報告いたします。

2. 3 河川法令手続き等に係る事前相談の実施

(1) 河川管理者との事前相談

河川法に係る工事を行おうとする場合、水利権の取得・更新を行う場合、水利使用規則で報告を求められているデータの補正やその計測方法の変更を行おうとする場合には、河川管理者と事前相談を行います。(図-2～5参照)

なお、工事計画策定時には、各部門で工事計画資料を作成し土木部土木運営チームが集約した上で、一括して河川管理者と毎年3月末日までに事前相談を行います。

また、年度途中で緊急に必要となる工事については、その都度各部門が河川管理者と事前相談を行います。

(2) 河川管理者への報告

土木部、電力流通部は、各部門が河川法に係る当該年度の工事計画、水利使用規則で報告を求められているデータに係る計測予定表、前年度の工事実績及び工事履歴、その他河川管理者から指示されたものを作成します。

土木部土木運営チームは各部門の集約を行い、毎年5月末日までに河川管理者に報告いたします。

表-4 河川管理者への報告に関する業務分担

	土木部 (土木運営チーム)	電力流通部 (水力発電チーム)	河川 管理者
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 土木部所管設備に係る工事計画及び実績 同工事履歴 水利使用規則に基づき報告するデータ計測予定表 その他河川管理者からの指示による事項 	<ul style="list-style-type: none"> 電力流通部所管設備に係る工事計画及び実績 同工事履歴 その他河川管理者からの指示による事項 	
役割分担	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">各電力部、支店土木建築チームにおいて資料作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">内容審査・集約</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">全社集約</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">各電力部において資料作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">内容審査・集約</div>	報告 ○ 5月末

2. 4 定期的な自己点検

(1) 自己点検体制の構築

自己点検の公正性を確保するため、外部専門家（大学教授，弁護士）を含む委員会を設置し、「河川法令にすべからく違反していないこと」並びに「当社が管理する施設の安全性が確保されていること及び施設の安全性を確保する体制が確保されていること」を毎年度点検するとともに，5年毎（初回は平成24年度）に，その結果を当該年度の10月末日までに河川管理者へ報告いたします。

(2) 河川法令遵守状況の自己点検

平成19年度以降，前項2.1～2.3について毎年度取り組み，適正な水利使用の徹底を図るとともに，本店による現場の状況把握，各部門の品質管理チーム（担当）による業務の実施状況の確認（セルフチェック）及び品質管理部による社内考査を実施し，問題点や不適合状況が発見された場合は，これを是正します。この結果を毎年度上記委員会で審議します。

(3) 管理施設の安全性に関する自己点検

ダムを含む水路工作物について，巡視・点検結果及び水利使用規則で報告を求められているデータ計測結果に基づき，施設の安全性に問題が無いかを点検する。また，施設の安全性を確認する体制に問題がないかについても点検します。この結果を毎年度上記委員会で審議します。

3. むすび

本報告書では、不適切事案に関する再発防止策の具体的な行動計画をご報告いたしました。今後、この再発防止策を確実に実施・定着させて、適正な水利使用に努めてまいりますとともに、「隠さない風土と安全文化の構築」を経営の原点に、新しい北陸電力を創り上げてまいります。何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

発電水利使用に関する不適切事案に係る
再発防止策報告書

平成19年6月15日

北陸電力株式会社

目次

1. 本報告書の位置付け	1
2. 再発防止策	
2. 1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備	
(1) 体制の構築	2
(2) 許可・承認申請, データ報告の実施	5
(3) 許可・承認申請, データ報告業務の適正性確認	5
2. 2 河川法令の遵守意識の徹底	
(1) 教育の徹底	10
a. 河川法令に関する教育の徹底	
b. コンプライアンス教育の徹底	
(2) 社内規定の整備	12
(3) 本店等における現場の状況把握	12
(4) 前年度の取組実績の報告	12
2. 3 河川法令手続き等に係る事前相談の実施	
(1) 河川管理者との事前相談	13
(2) 河川管理者への報告	13
2. 4 定期的な自己点検	
(1) 自己点検体制の構築	14
(2) 河川法令遵守状況の自己点検	14
(3) 管理施設の安全性に関する自己点検	14
3. むすび	15

1. 本報告書の位置づけ

当社は、国土交通省河川局長から「水力発電関連施設に係る自主点検の実施（平成18年11月21日）」、国土交通省近畿地方整備局長から「水力発電関連施設に係る報告徴収（平成19年2月15日）」の指示を受け、水力発電設備における河川法の許可手続きの遺漏、水利使用規則に基づく測定データに関する不適切な取扱いの有無等の調査を行い、平成18年12月20日及び平成19年3月14日にそれぞれ調査結果を報告いたしました。

河川法に基づく許可申請の手続き漏れや取水量報告に係る不適切な取扱い等の不適切な事案がありましたことを深く反省し、改めてお詫び申し上げます。

平成19年5月16日、国土交通省近畿地方整備局長より「発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策」について具体的に構築し、その内容を報告するとともに、取り組みを徹底するよう命令を受けました。

本報告書は、具体的な再発防止策の内容とその実施状況を報告申し上げます。

2. 再発防止策

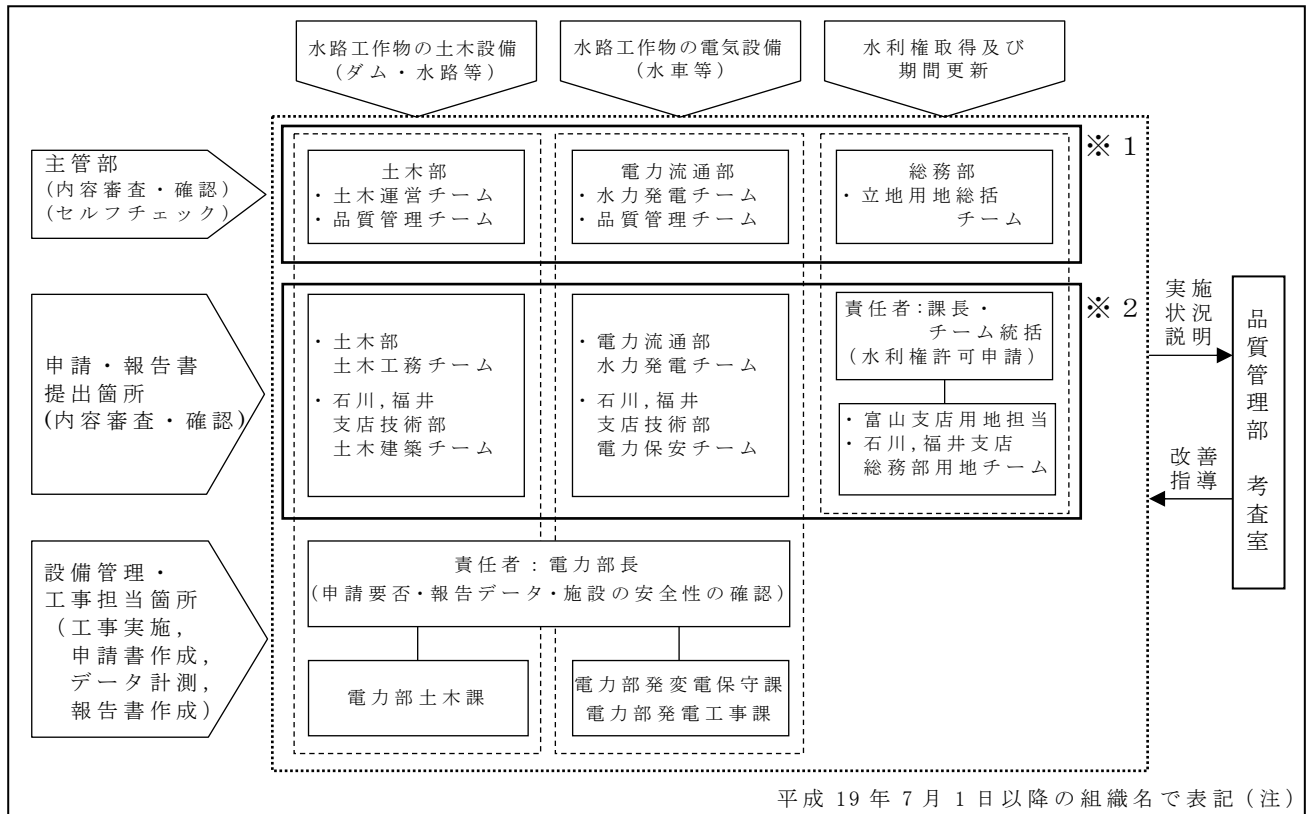
2. 1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

(1) 体制の構築

水力発電施設に係る河川法令上の必要な手続き及びデータ報告に携わる部門において、河川法令に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務に関する社内指針を整備し、水利使用に係る適正性の確認体制を構築いたしました。

<内容>

- 河川法令に携わる部門は、土木部門、電力流通部門、総務部門の3部門であり、それぞれの部門における担当業務毎の実施箇所及び責任者を図-1に示します。
- 河川法令に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務については、社内指針を表-1のとおり整備し、図-2～5に示すとおり役割分担と責任を明確化しました。
- 許可・承認申請が漏れない仕組みとして、工事担当箇所が工事件名一覧表を作成し、申請箇所が河川管理者と事前相談した上で必要な許可・承認申請を行います。また、計画外工事についてもその都度、河川管理者と事前相談を実施し、必要な許可・承認申請を行います。
- データ報告業務が漏れないことやデータの適正性の確認については、報告書提出箇所が設備管理箇所で作成した資料の内容審査を行い、本店主管部が承認した後、河川管理者に報告いたします。
- 土木部、電力流通部、総務部の品質管理チーム（担当）は自部門の業務の実施状況の確認（セルフチェック）を行い、品質管理部は、各部門における業務運営の有効性について確認し、問題点があれば改善の指導を行います。
- 土木部、電力流通部、総務部で構成する「水利使用連絡会（本店）」では、各部の業務の実施状況、品質管理部の社内審査結果等を確認するとともに、水利使用に関する情報交換・協議を行います。
また、支店単位で構成する「水利使用連絡会（支店）」では、事前相談資料及びデータ報告の相互確認、水利使用に関する情報交換・協議を行います。



※1 水利使用連絡会（本店） 活動頻度（年4回）

- ①各部の業務の実施状況、品質管理部の社内審査結果等の確認
- ②水利使用に関する情報交換・協議

※2 水利使用連絡会（支店） 活動頻度（年4回）

- 支店単位での土木部門，電力流通部門，総務部門の連絡会
- ①事前相談資料及びデータ報告の相互確認
 - ②水利使用に関する情報交換・協議

(注)

平成19年7月1日までは，土木部品質管理チームを土木部品質管理担当，課長・チーム統括を所長・チーム統括，富山支店用地担当を富山用地事務所，品質管理部審査室を経営管理部品質管理室に読み替える。(以下，同じ)

図－1 水利使用適正性の確認に係る各部の役割分担

表－1 整備した社内指針

部門	社内指針名称	整備内容	実施期日
土木部・ 電力流通部	「水力発電所取水量管理指針」の制定	・土木部門及び電力流通部門にまたがる取水量の管理，記録報告業務の役割分担と責任を明確にし，社内指針として新たに制定。	H19.5.30 制定
	「有峰引水運用指針」の制定	・有峰引水の運用，制御，監視及び記録報告業務を行う関係各事業所の役割分担と責任を明確にし，社内指針として新たに制定。	H19.4.1 制定
土木部	「河川法に係る業務指針」の制定	・品質管理担当箇所による業務の実施状況の確認，今回の国土交通省への報告事項等を追記。 ・既に実施中の「改修工事に係る河川法申請業務標準(H16.3.30制定)」と「取水量等の報告に関するチェックリスト作成について(H19.3.28土木運営チーム統括達)」を統合し，社内指針として制定。	H19.5.30 制定
	「土木保守業務担当区分指針」の制定	・既に運用中の「土木保守業務担当区分規準」に品質管理担当箇所の業務区分，今回の命令に基づく国土交通省への報告事項に関する業務区分を追記し，社内指針として制定。	H19.5.30 制定
電力流通部	「水力発電所施工指針(申請業務)」の改定	・電気担当が実施する河川法に関する申請業務について，申請・届出チェックリスト，役割分担，業務フロー及び品質管理担当箇所による業務の実施状況の確認を追加し，指針を改定。	H19.5.30 改定
総務部	「水利権許可申請書作成指針」の制定	・河川法に係る申請業務について，役割分担及びチェック体制を明確化し，指針を制定。	H19.6.6 制定

(2) 許可・承認申請，データ報告の実施

上記社内指針で定めた役割分担及び業務フロー（図－2～5）に基づき，許可・承認申請，データ報告書作成及び内容審査を行うとともに，河川管理者と事前協議を行い，適切な許可・承認申請・データ報告を実施します。

(3) 許可・承認申請，データ報告業務の適正性確認

各部品質管理チーム（担当）により，許可・承認申請，データ報告業務が，上記社内指針に基づき適切に実施され，確実な再発防止につながっているか定期的（年1回）にサンプル調査により確認（セルフチェック）します。

また，品質管理部による社内考査において，定められた仕組みの有効性を定期的（年1回）にサンプル調査により確認するとともに，実施状況のヒアリングを行い，問題点があれば改善の指導を行います。

なお，河川管理者への報告は，5月末までに土木部土木運営チームが行います。

以上の定期的な適正性確認の結果に基づき，問題が発生した場合には「原因究明」「対策案の検討」「社内指針の改定・周知」等の是正措置を施すなど，PDCAを確実に実施し，不適切事案の再発防止を徹底します。

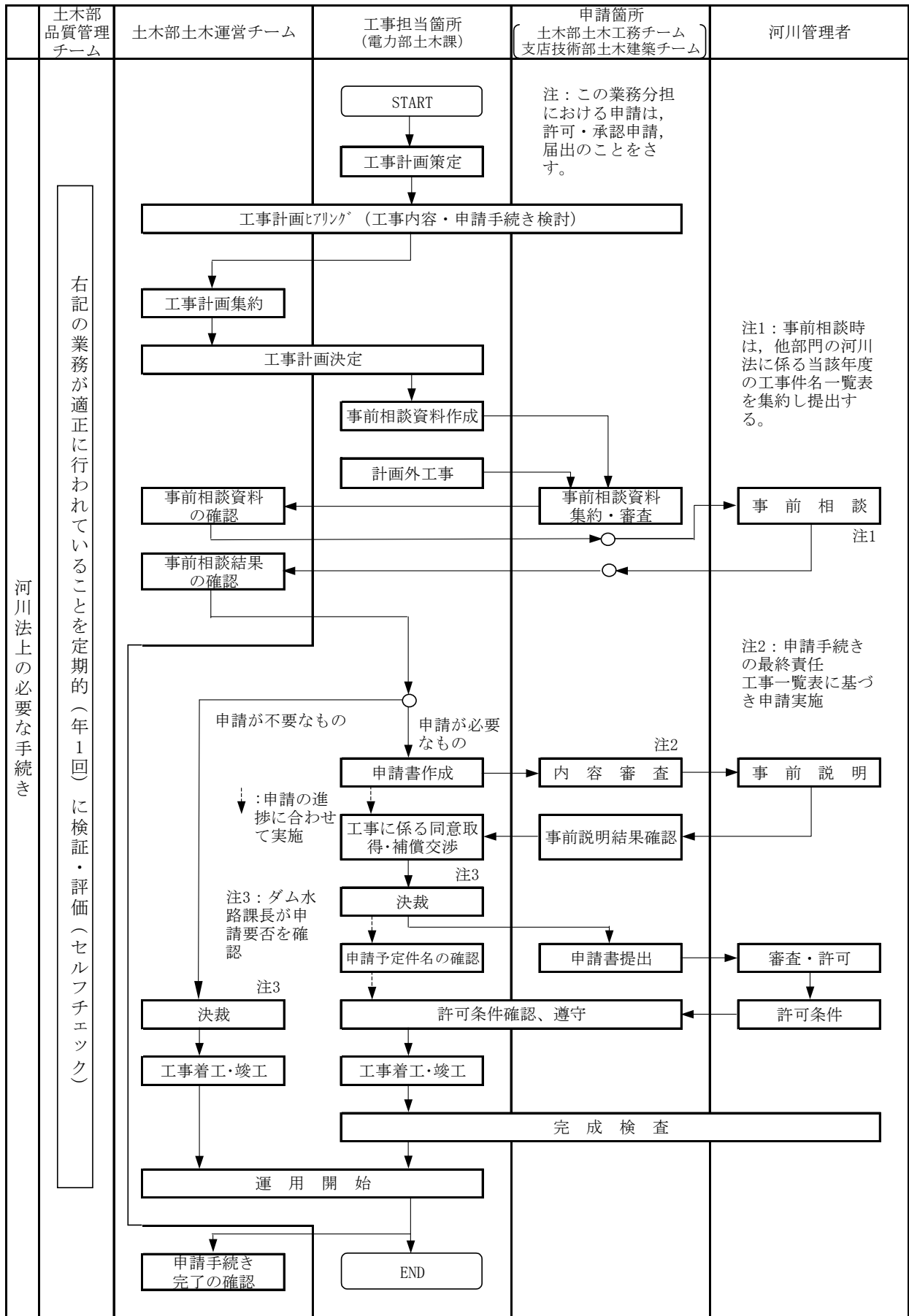


図-2 工事許可申請に関する業務分担（土木部門）
 [ダム，水路，ゲート等]

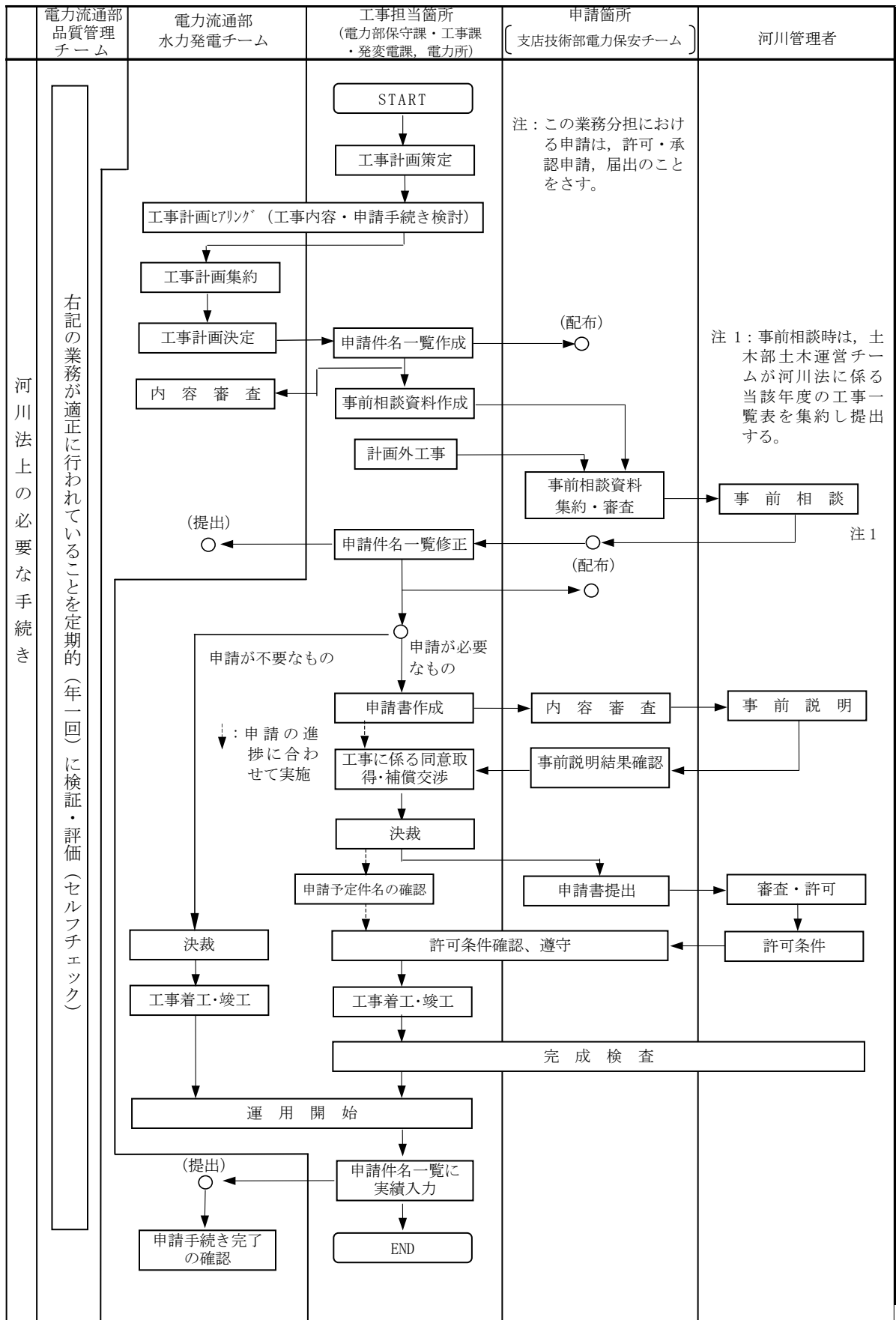


図-3 工事許可申請に関する業務分担(電力流通部門)
[水車, 水路電力線・通信線等]

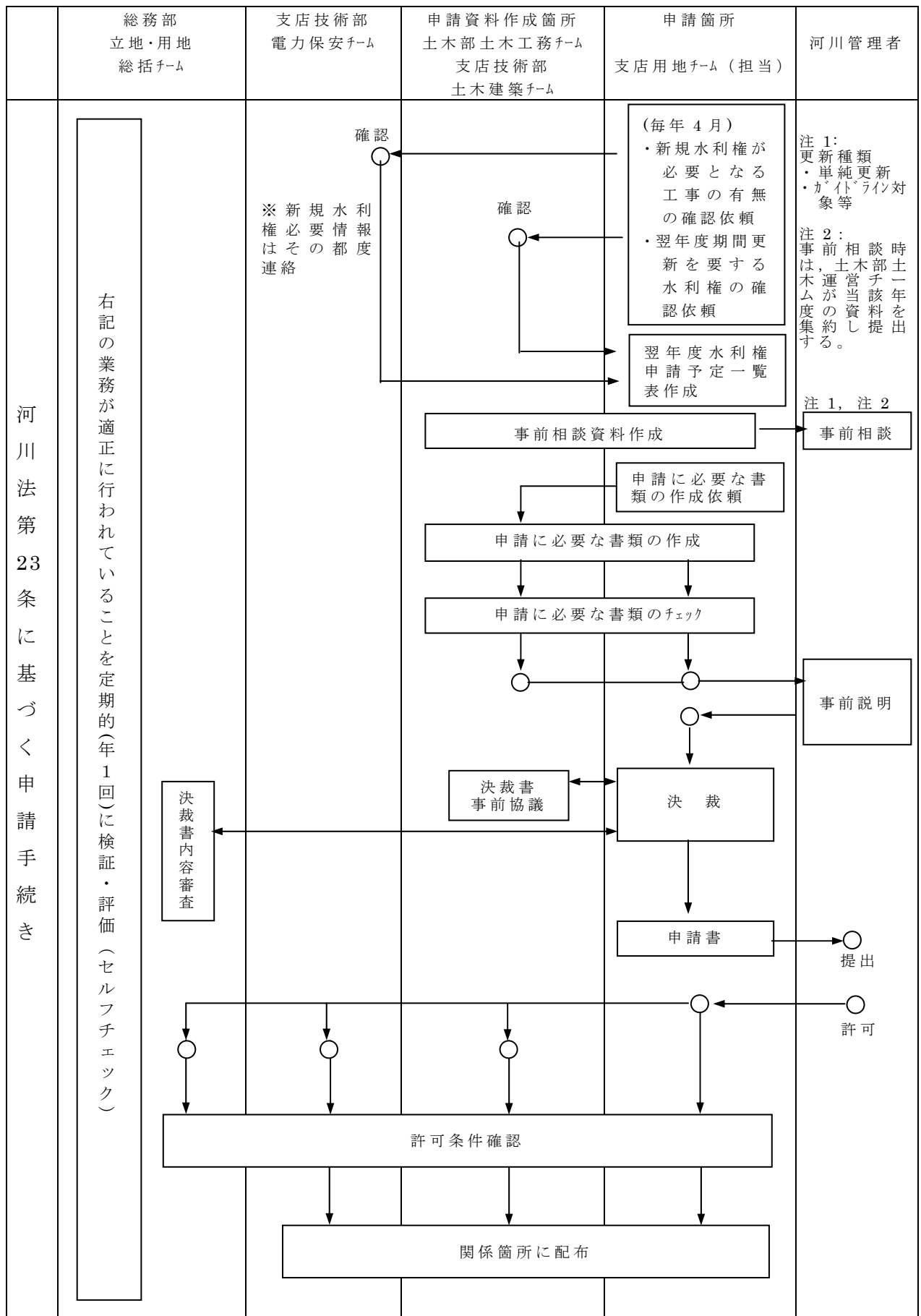


図-4 水利権に関わる申請業務分担

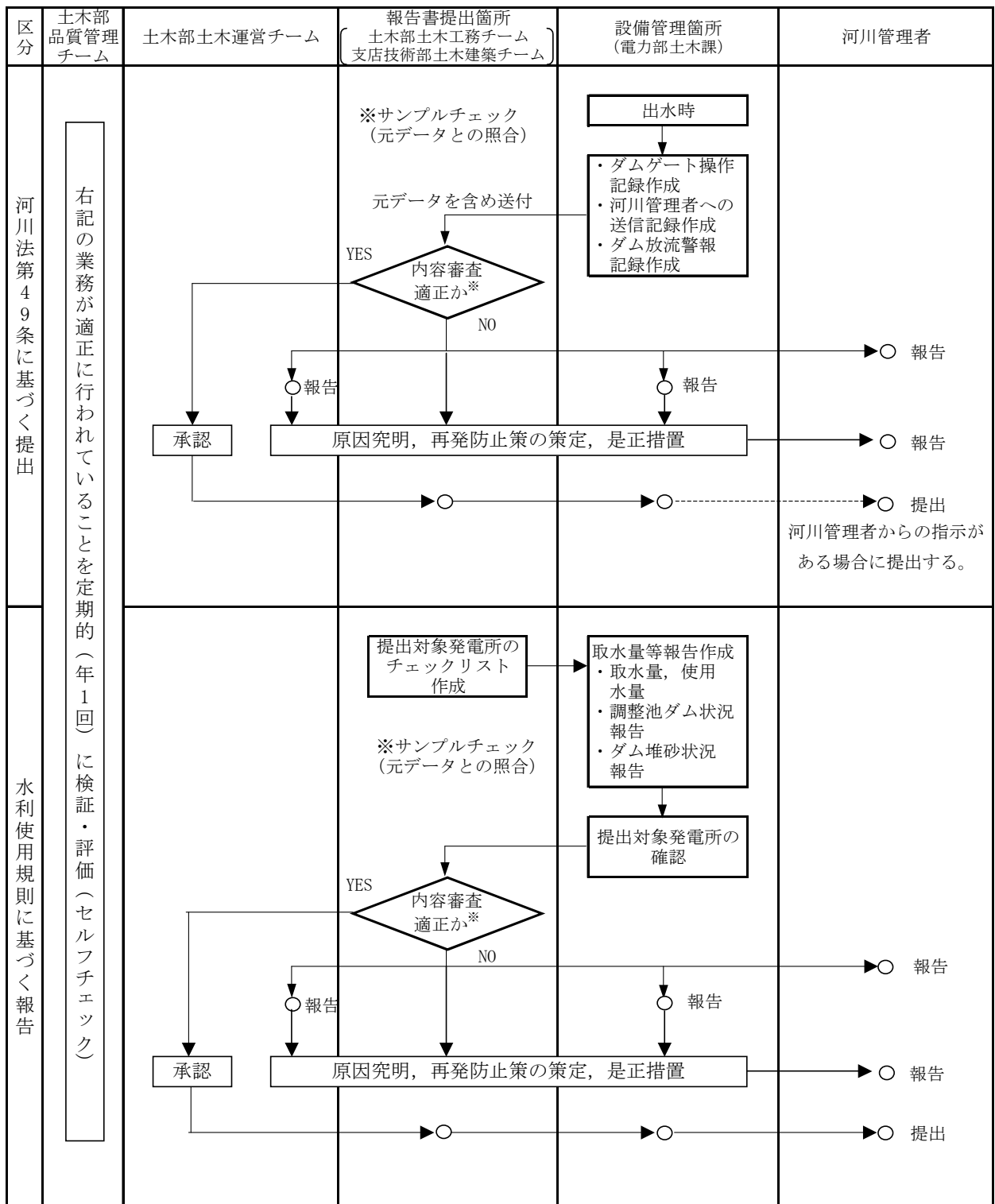


図-5 データ報告に関する業務分担
[取水量報告, ダムゲート操作報告等]

2. 2 河川法令の遵守意識の徹底

(1) 教育の徹底

a. 河川法令に関する教育の徹底

河川法令の理解不足，知識不足による不適切な事案発生のを再発防止策として，以下の河川法令に関する社員への職能教育を充実させ，定期的を実施します。

表－2 河川法令に関する社員教育

部門	取組実施内容	対象	H19年度						備考
			5	6	7	8	9	下期	
土木部	○新入社員教育 水力発電所の業務に必要な河川法令の基礎知識に関する教育を追加し実施。	新入社員 (毎年1回)	<input checked="" type="checkbox"/>						次年度以降継続
	○法令研修会(臨時) 河川法令に関わる従業員に対し，河川法令の内容説明及び手続きに関する研修を集中的に実施。	役職：全員 一般職：全員 (3回実施)		役職 28名 <input checked="" type="checkbox"/>				一般職 48名 <input checked="" type="checkbox"/>	H19
	○土木技術基礎教育 土木工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を追加し実施。	高卒入社3年次以上 大卒入社2年次以上 (毎年1回)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
	○土木技術専門教育 土木工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を追加し実施。	高卒入社8年次以上 大卒入社4年次以上 (毎年1回)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
	○土木鋼構造物技術基礎教育 土木鋼構造物工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を追加し実施。	高卒入社3年次以上 大卒入社2年次以上 (毎年1回)			<input checked="" type="checkbox"/>				次年度以降継続
	○土木鋼構造物技術専門教育 土木鋼構造物工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を追加し実施。	業務経験年数3年以上 (毎年1回)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
電力流通部	○新入社員教育 水力発電所の業務に必要な河川法令の基礎知識に関する教育を追加し実施。	新入社員 (毎年1回)			<input checked="" type="checkbox"/>				次年度以降継続
	○法令教育(新規) 水力発電所の工事及び日常業務上必要となる河川法令に基づく申請業務に関する必要知識を習得。 H19年度は35才以上全社員を対象に実施。	(臨時) 役職：全員 (3回実施) 一般：35才以上 (3回実施) (定例実施) 入社5年次全員 (毎年1回)		役職 90名 <input checked="" type="checkbox"/>			一般職 97名 <input checked="" type="checkbox"/>	H20 他一般職 H20～継続	
	○水力発電設備設計研修 工事に必要となる許可申請等，法令手続きに関する教育を継続的に実施。	30才程度 (毎年1回)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
	○主機全面改修研修 水車，発電機の全面改修に伴う業務として，許可申請等，法令手続きに関する教育を継続的に実施。	35才程度適任者 (1回/3年)						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続
総務部	○水力担当者研修 水利権許可申請業務における法令手続きに関する教育を継続的に実施。	支店用地(水力担当) 役職者，担当者						<input checked="" type="checkbox"/>	次年度以降継続

b. コンプライアンス教育の徹底

取水量等報告の不適切な取扱い等の事例に対し、法令遵守の徹底をより一層強化するため、以下のコンプライアンスに関する教育を実施します。

表-3 コンプライアンスに関する社員教育

部門	取組実施内容	対象	H19年度						備考		
			5	6	7	8	9	下期			
水力	○不適切事例コンプライアンス研修（臨時）	現業役職者 （土木,電流部） （3回実施）									
全社共通	○職場単位の集団討議実施 不適切事案を追記した行動規範事例集等を用いて、各職場でコンプライアンスに関する集団討議を実施。	各職場(年4回)		■			■		■	■	
	○コンプライアンスマインド変革研修（新規） 既に、新入社員教育・ステップアップ研修、新任管理監督者研修、新任特別管理職研修等においてコンプライアンス教育を実施しているが、更に、コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスの根底となるマインドのあり方についての研修を集中的に実施。	全社共通 （臨時教育） 全従業員対象 （100回程度） （定例教育追加） 新入社員フォロー研修 （入社2年次） 中堅社員研修 特管職フォロー研修		■						次年度以降継続	
	○コンプライアンス集中教育（新規） 指導的役割を果たす経営幹部及び職場の長である管理職を対象としてコンプライアンスに関する研修を集中的に実施。	全社共通 （臨時教育） 経営幹部教育 管理職研修 （全特別管理職）									

(2) 社内規定の整備

河川法に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務が適正に行われるよう、関係部門の社内指針を整備するとともに継続的に改善します。また、社内指針の制改定を実施した場合は、速やかに社内周知を実施します。

なお、今回の不適切事案の再発防止を目的として平成19年度に整備した社内指針は、表-1（4頁参照）のとおり。

(3) 本店等における現場の状況把握

河川法令に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務が適正に行われるよう、社内指針に定めた業務フローに基づき「計画段階」「実施段階」及び「業務完了時」に本店主管部が各業務の状況把握・内容審査を行います。

また、各部門の品質管理チーム（担当）による業務の実施状況の確認（セルフチェック）において、本店主管部が現場の状況を把握し、業務が適正に実施されているかを確認します。

(4) 前年度の取組実績の報告

平成20年度以降は、前年度の教育実績（実施した研修の概要、当該研修の人数及び研修の成果の要旨）及び社内規定の変更実績（社内規定変更の内容及びその周知の状況等）、当該年度の教育等の取組実施計画を土木部土木運営チームにて全社集約の上、毎年5月末日までに河川管理者へ報告いたします。

2. 3 河川法令手続き等に係る事前相談の実施

(1) 河川管理者との事前相談

河川法に係る工事を行おうとする場合、水利権の取得・更新を行う場合、水利使用規則で報告を求められているデータの補正やその計測方法の変更を行おうとする場合には、河川管理者と事前相談を行います。(図-2～5参照)

なお、工事計画策定時には、各部門で工事計画資料を作成し土木部土木運営チームが集約した上で、一括して河川管理者と毎年3月末日までに事前相談を行います。

また、年度途中で緊急に必要となる工事については、その都度各部門が河川管理者と事前相談を行います。

(2) 河川管理者への報告

土木部、電力流通部は、各部門が河川法に係る当該年度の工事計画、水利使用規則で報告を求められているデータに係る計測予定表、前年度の工事実績及び工事履歴、その他河川管理者から指示されたものを作成します。

土木部土木運営チームは各部門の集約を行い、毎年5月末日までに河川管理者に報告いたします。

表-4 河川管理者への報告に関する業務分担

	土木部 (土木運営チーム)	電力流通部 (水力発電チーム)	河川 管理者
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 土木部所管設備に係る工事計画及び実績 同工事履歴 水利使用規則に基づき報告するデータ計測予定表 その他河川管理者からの指示による事項 	<ul style="list-style-type: none"> 電力流通部所管設備に係る工事計画及び実績 同工事履歴 その他河川管理者からの指示による事項 	
役割分担	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">各電力部、支店土木建築チームにおいて資料作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">内容審査・集約</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">全社集約</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">各電力部において資料作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">内容審査・集約</div>	報告 ○ 5月末

2. 4 定期的な自己点検

(1) 自己点検体制の構築

自己点検の公正性を確保するため、外部専門家（大学教授，弁護士）を含む委員会を設置し、「河川法令にすべからく違反していないこと」並びに「当社が管理する施設の安全性が確保されていること及び施設の安全性を確保する体制が確保されていること」を毎年度点検するとともに，5年毎（初回は平成24年度）に，その結果を当該年度の10月末日までに河川管理者へ報告いたします。

(2) 河川法令遵守状況の自己点検

平成19年度以降，前項2.1～2.3について毎年度取り組み，適正な水利使用の徹底を図るとともに，本店による現場の状況把握，各部門の品質管理チーム（担当）による業務の実施状況の確認（セルフチェック）及び品質管理部による社内考査を実施し，問題点や不適合状況が発見された場合は，これを是正します。この結果を毎年度上記委員会で審議します。

(3) 管理施設の安全性に関する自己点検

ダムを含む水路工作物について，巡視・点検結果及び水利使用規則で報告を求められているデータ計測結果に基づき，施設の安全性に問題が無いかを点検する。また，施設の安全性を確認する体制に問題がないかについても点検します。この結果を毎年度上記委員会で審議します。

3. むすび

本報告書では、不適切事案に関する再発防止策の具体的な行動計画をご報告いたしました。今後、この再発防止策を確実に実施・定着させて、適正な水利使用に努めてまいりますとともに、「隠さない風土と安全文化の構築」を経営の原点に、新しい北陸電力を創り上げてまいる所存です。何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。